

守るべき義務を守らないと...

- ① 損害賠償請求額が減らされる
- ② 労災保険給付額が減らされる
- ③ 他人を巻き込むと損害賠償を請求される

作業員が守るべき労働安全衛生法で定められた義務

- ① 安全衛生教育を受ける
- ② 安全衛生講習を受ける
- ③ 安全衛生検査を受ける
- ④ 安全衛生検査を受ける
- ⑤ 安全衛生検査を受ける
- ⑥ 安全衛生検査を受ける
- ⑦ 安全衛生検査を受ける
- ⑧ 安全衛生検査を受ける

守っていますか？ 作業員の法的義務

過失相殺を知っていますか？

「過失相殺」とは、事故の加害者だけでなく、被災者にも過失があった場合、過失の大きさに応じ被災請求額を減らされることをいいます。これは民法第722条に定められています。また労働安全衛生法の第26条では、作業員が守らなければならない義務が定められています。

もし、その守るべき義務を守らずに、災害にあたり、他人を事故に巻き込んだりしたら、あなたにも責任が問われます。

		収録時間 約16分	16:9	MPEG-2	片面・1層	複製不能
--	--	--------------	-------------	--------	-------	------

労働調査会 定価 38,000円+税

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-4-5 TEL 03-3915-7316 FAX 03-3940-1168
 URL <http://video.chosakai.ne.jp/>

守っていますか？
作業員の法的義務
過失相殺を知っていますか？

守っていますか？ 作業員の法的義務

過失相殺を知っていますか？

監修：労働安全衛生総合研究所 上席研究員 高木元也

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

罰則 二二〇(一) 一一三



労働調査会

Planex 株式会社プラネックス
 〒130-0022 東京都墨田区江東橋2-14-7
<http://www.planex00.com/> Tel:03-5638-3122 Fax:03-5638-3130